

米子市一般型一時預かり事業委託業務
プロポーザル実施要領

令和8年2月

米子市こども総本部

こども支援課・こども政策課

本公募は、令和8年3月議会で令和8年度予算承認を前提とした事前準備手続きであり、本事業は予算承認後に効力を生じる事業です。議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 趣 旨

本実施要領は、「米子市一般型一時預かり事業委託業務」の受託者の選定及び業務委託契約の締結について規定するものである。

受託者の選定にあたっては、価格面やノウハウ等を活用した優れた提案を得るために、公募型プロポーザル方式により決定する。

本実施要領及び付属する文書の記載事項は、企画提案参加者及び受託者が遵守すべき事項を定めたものであり、企画提案者はこれらを理解したうえで企画提案に参加すること。

2 事業概要

(1) 事業名

米子市一般型一時預かり事業委託業務

(2) 事業内容

米子市内において一般型一時預かり事業を委託するもの（別添仕様書のとおり）

※本事業で使用する「予約システム」は、令和8年夏頃の導入・稼働を予定している。それまでの期間（令和8年4月から稼働開始まで）は、既存の方法等による事業実施となる点に留意すること。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 提案上限額

ア 提案上限額

3,240,000円（年間利用児童数が300人以上900人未満の場合）

※上記金額は企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※提案上限額は、年間利用児童数及び「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の改正によって変更となる場合がある。

イ 提案金額は、この上限額を超えてはならない。

提案金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

(5) 契約方法

業務委託契約とする。

(6) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 「参加申込書兼参加資格に関する申立書【様式1】」を提出する事業所で、本事業を円滑に実施できるよう、米子市内に事業所（保育施設等）を置く者であるこ

- と。
- イ 本市において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の12第1項の届出を行った一時預かり事業所、同法第35条第4項の認可を受けた保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けた認定こども園、または児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設を運営していること。
- ウ 「令和8年度米子市一時預かり事業委託業務仕様書」に基づく業務を確実に履行できる見込みがあり、かつ、本市が指定する予約システムを導入し活用できること。
- エ 米子市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- キ 米子市が課する税の滞納をしていない者。

3 手 続

(1) 担当部署

〒683-0811

鳥取県米子市錦町一丁目139番地3 米子市こども総本部こども支援課

電話番号：0859-23-5177

電子メールアドレス：kodomo-shien@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する者は、「参加申込書兼参加資格に関する申立書【様式1】」を作成し、担当部署の窓口へ直接持参又は電子メールにより、令和8年3月4日（水）午後5時までに提出すること。

電子メールの場合は、件名は「米子市一般型一時預かり事業委託プロポーザル：参加申込」、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。郵送による提出は受け付けない。

イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和8年3月16日（月）正午までに、書面により提出すること。提出方法は、（1）の担当部署へ直接持参す

る、または郵送で送付することとする。

- ・【様式2】「米子市一般型一時預かり事業委託業務」企画提案書（表紙） 1部
- ・企画提案書 6部
- ・【様式3-1】提案見積書 1部
- ・【様式3-2】見積内訳 1部
- ・【様式4】役員等調書兼照会承諾書 1部
- ・市税納税証明書（市税に未納がないことの証明書） 1部

ウ 参加辞退

参加申込を行った後、企画提案参加を辞退する者は、【様式6】辞退届を担当部署の窓口へ直接持参又は電子メールにより提出すること。

電子メールの場合は、件名は「米子市一般型一時預かり事業委託プロポーザル：参加辞退」、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、(1)の担当部署へ電子メールにより提出すること。

ア 件名を「米子市一般型一時預かり事業委託仕様書に係る公募型プロポーザル（質問）」とし、提出期限は、令和8年2月26日（木）午後5時までとする。

イ 回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年3月2日（月）午後5時までに、米子市ホームページ上に掲載する。なお、質問が無い場合には、掲載しない。口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 審査方法等

ア 第1次審査

(ア) 参加申込に係る提案数が10件を超えた場合に実施し、提出された「企画提案書」を評価し、その結果により上位10提案を選出する。

なお、提案数が10件を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

(イ) 審査結果の送付

参加申込者が10件を超えた場合、第1次審査の結果について、令和8年3月18日（水）に全ての提案書提出者へ電子メールで通知する。第1次審査合格者については、第2次審査実施日時等を併せて通知する。

(ウ) 第2次審査実施日時等の通知

参加申込者が10件を超えない場合は、第2次審査実施日時等について、令和8年3月18日（水）に全ての提案書提出者へ電子メールで通知する。

イ 第2次審査

(ア) 提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、「米子市一般型一時預かり事業委託業務公募型プロポーザル選定基準」により評価を行う。

実施日ならびに時間は、参加申込者へ個別に連絡する。

※1社当たり質疑応答を含め1時間以内とする。

(イ) 契約候補者の選定

第2次審査の結果に基づき、評価点が基準点以上である提案のうち、上位の者から順に選定予定施設数の範囲内で契約候補者を選定する。なお、第2次審査の結果によっては、契約候補者を選定しない場合がある

(ウ) 審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和8年3月30日(月)に第2次審査対象者へ電子メールで通知する。

4 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

5 日 程

質問書提出期限	令和8年2月26日(木)午後5時
質問最終回答日時	令和8年3月2日(月)午後5時
参加申込書等提出期限	令和8年3月4日(水)午後5時
企画提案書提出期限	令和8年3月16日(月)正午
第1次審査結果通知	令和8年3月18日(水)
第2次プレゼンテーション	別途参加申込者へ個別に通知する。
第2次審査結果通知	令和8年3月30日(月)

6 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、米子市一般型一時預かり事業委託業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。